

第一章 経過措置

(国庫納付金の納付の手続)

第二十一条 沖縄科学技術大学学院大学学園法(以下「法」といへ)第一条に規定する沖縄科学技術大学学院大学学園(以下「学園」といへ)は、法附則第三条第十一項に規定する積立金があるときは、同項の規定による納付金(以下「国庫納付金」といへ)の計算書に、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(以下「機構」といへ)の平成二十三年四月一日に始まる事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、平成二十四年一月三十一日までに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。
(国庫納付金の納付期限)
(国庫納付金は、平成二十四年一月十日までに納付しなければならない。)

第一十二条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

(機構の解散の登記の嘱託等)

第二十三条 法附則第三条第一項の規定によつて機構が解散したときは、内閣総理大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記所は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

(評価委員の任命等)
(評価委員の任命等)

第二十五条 法附則第四条第一項の評価委員は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。

1 内閣府の職員 一人

2 財務省の職員 一人

3 学園の役員(学園が成立するまでは、法附則第一条第一項の設立委員) 一人

(4 学識経験のある者 二人)

法附則第四条第一項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

(健康保険の被保険者に関する経過措置)

第二十六条 法附則第五条第一項に規定する機構の職員であつた加入者のうち、法の施行の日前より、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第一百五十五条の規定による高額療養費の支給を受けたものに対する私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百一十五号)第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第一号及び第七項第一号イの規定の適用については、同条第一項第一号中「限る。」であるのは「限る。」(又は健康保険法第一百五十五条に規定する高額療養費(健康保険法施行令第四十一条第一項から第四項までの規定によるものに限る。))及び、同条第七項第一号イ中「限る。」であるのは「限る。」(又は健康保険法第一百五十五条に規定する高額療養費(入院療養に係るものであつて、健康保険法施行令第四十一条第七項の規定によるものに限る。)が)とする。

1Jの政令は、法の施行の日(平成二十三年十一月一日)からの施行する。ただし、第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

府令

令

○内閣府令第五十八号
銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)及び関係法令の規定に據つても、銀行法施行規則等の一括改正する内閣府令を次のように定む。
平成二十三年十月三十一日
内閣総理大臣 鈴木 進樹(銀行法施行規則の一括改正)
第一条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一括を改正する内閣府令

(銀行法施行規則等の一括改正)の一部を改正する内閣府令

第一条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部を改正する内閣府令

(記載上の注意)
(記載上の注意)

持株数の多い順に10名を記載し、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行が2以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名を併せて記載すること。

司紙様式第一号第一の4の表記欄上の注意を次のものと改める。

10 遷及適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に關する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第2条の2第35号に規定する遷及適用をいう。以下この様式において同じ。)中間財務諸表の組替え(同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

司紙様式第一号第一の4の表記欄上の注意を次のものと改める。

(3) 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に關する事項(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に關する規則第5条から第5条の2の5までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額について記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額について記載を要しない。)

司紙様式第一号第一の4の表記欄上の注意を次のものと改める。
(3) 次に掲げる1株当たり情報を關する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。)

① 1株当たりの純資産額(銭単位)

② 銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分

割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨
司紙様式第一号第一の4の表記欄上の注意を次のものと改める。4 次に掲げる1株当たり情報に關する事項を注記すること。
(1) 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約による権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。(銭単位))
(2) 銀行が当該中間会計期間又は当該中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

内閣総理大臣	野田 佳彦
総務大臣	川端 達夫
財務大臣	安住 淳
文部科学大臣	中川 正春
厚生労働大臣	小畠 三洋子
経済産業大臣	枝野 幸男
国土交通大臣	前田 武志
環境大臣	細野 豪志
防衛大臣	一川 保夫